

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月2日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年2月28日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和4年10月18日正午頃、普通貨物自動車（桑名市大字西金井地先の市道桑部32号線から隣接する敷地に進入しようとしたところ、側溝蓋の固定ボルト頭部の突起物により、当該普通貨物自動車の左後輪のタイヤ2本を損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

3 損害賠償の額

| | |
|---------|---------|
| 市より相手方へ | 85,316円 |
| 相手方より市へ | 0円 |

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月2日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月30日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和4年9月9日午前11時30分頃、桑名市星見ヶ丘地内の市道坂井多度線を緊急走行中に普通乗用自動車の右側後部と救急車の左ドアミラーが接触し、当該普通乗用自動車の右側後部が損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

[Redacted]

3 損害賠償の額

| | |
|---------|----------|
| 市から相手方へ | 275,698円 |
| 相手方から市へ | 0円 |

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月2日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

令和4年議案第109号工事請負契約の締結について（桑名市埋立最終処分場整備工事）の工事請負変更契約を次のとおり締結することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月20日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の名称 | 桑名市埋立最終処分場整備工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前 139,403,000円 変更後 148,815,700円 |
| 3 契約の相手方 | 三重県桑名市大字桑部577番地2 新成テック株式会社 代表取締役 野間 真介 |
| 4 変更契約締結日 | 令和5年3月20日 |